

動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について

(第 48・49 回資料 2) に対する第 49 回部会以降の委員意見

平成 30 年 8 月 20 日  
成城大学 打越綾子

中央環境審議会動物愛護部会（第 49 回）資料 2  
「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について」への意見

1. 動物の移動販売業の登録の必要性について（p.14）

7 月 30 日の動物愛護部会第 49 回にて、Q&Aで業としての登録が必要な状況として 24 時間以上の営業を掲げている点について異議を唱えた。その際に、「何処かの県で、1 日でも販売をする場合は、販売する自治体での登録手続きが必要とする条例を制定していたと思う」と発言したが、情報として正確ではなく、その際に例示した新潟県においても、そうした条例・条文は存在していなかった。事実誤認であったことを認めて、議事録の該当箇所を削除させていただいた。

ただし、そのように発言したのは、新潟県独自の仕組みについて、移動販売であっても幼齢個体の健康と安全を守るための誠実な仕組みがあることを、うろ覚えながら意識したからである。

新潟県では、一日のみの移動販売を行う場合であっても、幼齢個体の健康・安全管理のための経過観察時間を厳密に求めている。具体的には、生体を販売する場合は、販売日より 2 日前に会場に搬入・飼育開始しなければならない（移動後 2 日間の休養と健康確認の時間を要する）対応を厳守させているという。そのため、1 日でも移動販売を行う場合には、結果として 3 日間、動物を飼養するスペースを確保しなければならず、従って動物取扱業者としての登録が必要になる。

いずれにせよ、動物取扱業の中でも、特に販売業については、その後の消費トラブルを抑止するためにも、「24 時間以上でない限り動物取扱業の登録が不要とする目安」（しかも環境省令でもなく、10 年以上前に作られた研究報告書に基づく Q&A）は不適切ではないだろうか。取扱業の中でも、例えば猿回しの曲芸などは 24 時間未満のことも多いが、猿についてであれば特定動物の関係で規制できる。しかし、動物販売業については、所有権の移転を伴うことや幼齢個体の健康管理が必要という点に鑑みて、登録が必要とされるのは 24 時間以上という目安は適切であるとは思えない。業者に対する規制の厳格な運用や、自治体による上乗せ規制が必要であると考える。

2. 動物園と動物展示業について（pp.43-46）

夏休み期間にある移動動物園・動物展示業を見学してきた。駅前百貨店の建物内での開催で、スペースが限られた人工的な施設であったが、それでも隠れ場所や夜行性への配慮があり、内部の写真撮影及び SNS 掲載も可能とされ、すなわち動物の居住空間には一定の配慮がなされていた。また、見学客も静かに動物を愛おしんでおり、この夏の炎天下の野外よりは涼しく過ごしやすいかと思われた。

ただし、珍しい動物の愛らしい姿を楽しめるという感じで、教育というよりも娯楽施設という

感じであった。動物の本来の生態について教育的な展示をするという部分はあまり感じられず(説明書きも最小限であった)、壁は全てライトブルー一色で塗られている状態であった。その動物展示施設を、県及び県下の複数の市及び教育委員会が「後援」と銘打っているのには、強い違和感があった。あくまで営利のレクリエーション施設であったと感じている。

改めて考えれば、「動物園」と銘打つ場合は、規模の大小こそあれ、動物の本来の元気の良さや野生動物へのリスペクトを感じさせるものであるべきと思う。つまり、動物福祉への配慮がある動物展示業であったとしても、教育的・研究的な要素がほとんどない施設を「動物園」と銘打って良いのか検討すべきと思う。動物への愛情の涵養や情操教育に資するという程度の理由ならば、猫カフェも猛禽類カフェも、動物園と銘打つことが可能になってしまうのではないだろうか。

平成 30 年 8 月 20 日

文責：金谷

中央環境審議会動物愛護部会（第 49 回）資料 2  
「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について」への意見

5 ページ 論点①の対応案への意見

⇒（飼養施設の数値基準） 飼養施設の数値基準について現状より具体的なものを設定するにあたっては、自治体による動物取扱業者の監視指導に効果的に活かせるように、標準的な運用方法も含めて示していただきたい。

5 ページ 論点②の対応案への意見

⇒（③大規模災害時に動物取扱業者が講じておくべき措置） 現状の細目にある災害時における動物の健康及び安全の確保等の他、動物取扱業者の社会的責任の一つとして、発災後にできるだけ速やかに利用者等からの需要にこたえるため、災害時における事業継続のための準備について検討すべき。

12 ページ 論点①の対応案への意見

⇒（代行説明） その動物のことを熟知していない代理の者が説明すること自体に無理がある。また、代理説明の後に売買が成立せず、動物を返送することになった場合、動物にはさらに輸送のストレスがかかることになる。代理説明については見直すべきと思われる。

12 ページ 論点②の対応案への意見

⇒（移動販売） 動物を長時間輸送した後、健康状態が十分に確認できないまま販売すること自体に無理がある。輸送中は常時、動物の状態を確認できるようにする規定となっているが、販売が行われる場所の自治体においては、輸送中の状況が適正であったか確認する手段がない。また、販売場所における飼養・保管の設備が簡易なものになりがちで、苦情の原因になることが多い。1日だけのイベント販売であれば、登録の必要もないとされ、把握することもできない。移動販売については、移動距離もしくは移動時間によって制限するか、一律に禁止するなど、規制を検討すべきである。

なお、第二種動物取扱業者による譲渡会等のための動物の移動については、実際の譲渡は譲渡会とは別の日に個別に実施されることもあるので、第一種動物取扱業者による移動販売と同じような扱いとしなくてもいいのではないかと

#### 29 ページ 論点①の対応案への意見

⇒（自治体による第二種動物取扱業者への譲渡の問題）自治体が殺処分ゼロを優先して譲渡適性のない個体を譲渡すること自体が問題である。自治体は、不合理な殺処分ゼロの圧力に屈することなく、動物福祉の観点から処分すべき動物は処分するという公衆衛生行政の本来の立場でなければならない。そのうえで、第二種動物取扱業者等の譲渡先団体が受け入れ可能かどうかを確認するとともに、飼養施設が適正に運営されているかどうかを把握したうえで譲渡を行わなければならない。譲渡団体等が飼養施設の容量を超えるほど自治体から動物を受け入れた結果、逸走などの事故を起こしたり、譲渡団体等から自治体に殺処分ゼロの方針を見直してほしいと要望するようなことがあるとしたら本末転倒である。

#### 46 ページ 論点①②への対応案への意見

⇒（ふれあい展示）今後「動物の適正な飼養管理方法に関する検討会」において、飼養管理基準のあり方を検討する際には、動物福祉の観点から「ふれあい」利用について検討していただきたい。動物へのストレスの軽減、ふれあいに供することができる動物種、個体ごとの選定、感染症発生の防止、利用者の咬傷被害等の防止についても検討すべきである。

#### 52 ページ 論点①の対応案への意見

⇒（家畜の適正な飼養管理）畜産動物については、農場や食肉処理場等の生産・流通の現場において、動物福祉の観点から動物が適切に扱われるように関係省庁と連携して検討していただきたい。特に輸送については、我が国においては長距離・長時間の輸送を余儀なくされる場合があるので、実態を踏まえた検討が必要と思われる。

## 第 48 回中央環境審議会動物愛護部会論点整理に関する意見

木村 芳之

### 麻酔殺、安楽死、殺処分について

動物の管理、殺処分を比較的受け入れるのが容易な欧米社会に比べ、日本社会での動物との関わり方、動物愛護思想を考えると、安楽死(殺)に関する取り扱いは難しいと思います。

(公社)日本獣医師会、地方会等多くの団体で安楽死(殺)についての基準策定や施術方法を何度か検討してきましたが、動物を管理すること、殺処分することを受け入れるのが不得意な日本人に合った、また実施者(獣医師)のよりどころとなるようなガイドラインの取りまとめにはなっていないと思われます。

安楽死(殺)についてのガイドラインを家庭動物の分野で環境省が検討することは良いと思われます。獣医師法、薬事法の関係から実施できるのは国家資格者の獣医師しか出来ないこと、家庭動物の安楽死、致死処分については半数以上の臨床獣医師が施術を拒むことも考慮する必要があります。作成されるガイドラインが実施者のよりどころになるようなものであることが望まれます。また、大学教育などでも殺処分することが資格の義務としてあることを教育する必要があります。

感染症発生時等の殺処分については国家防疫が優先して関係していることから動物愛護の考え方を記述すべきではありません。殺処分の実施者を愛護思想が追い込むことになること、実施者である獣医師の受けるストレスは計り知れないものがあり、自殺者もでる内容であることなどを考慮すべきです。

### 使役犬について

猟犬などノーリードで活動する使役犬はマイクロチップの装着、登録を義務化すべきである。国土の狭い日本では猟区が一般の人が生活している地域に近いこと、動物を襲うことを訓練された犬であること等を考慮し、管理責任の所在を明らかにするために犬所有者の明示を義務化するべきと思います。

また、遺棄、咬傷事故などの問題を起こしているケースの多くが県外から狩猟に来た事例です。国として指導をする必要があると思います。

### マイクロチップ

マイクロチップについては国会での動向が大きく影響し、動物愛護管理法改定の動向を見つつ取り上げると推察できますが、今期の動物愛護部会で審議すべき最重要課題であると思われます。すべての現在抱えている問題について有用であること、改善されてきた動物愛護福祉社会状況をさらに進めるために必要であること等を動物部会の意見として取りまとめるべきと思います。飼い主が明示されることにより飼育に係る責任の所在が明らかになること、犬猫の所有者からの引き取り、終生飼養の指導、動物取扱業者の管理など行政機関の対応がよりの確に出来ることが推測されますのですべての家庭飼育動物への装着

と登録の義務化が明記されるよう今期の改正でしっかりと議論すべきと考えます。

#### 動物愛護の社会啓発を

家庭動物を飼育する前に講習を受けることを義務化することは不幸な個体を作らないためにも必要であります。また、多くの費用が必要でないことから自治体で実施しやすいと思います。動物を飼育するための必要な知識を得ることは不幸な動物や飼育者を作らないことにつながり、病気予防のための予防接種と同じような効果があると思います。動物愛護の社会啓発の中で最も重要なことと考えます。

適正な飼養管理基準

**p4 論点②新たに取り入れるべき事項**

適正な飼育管理を行うためには施設環境は勿論ですが動物を衛生的に管理するためには従事する適正な人の数が必要です。1人の飼育に従事する者が管理できる個体数には当然限界がありますので従事する人の数を明記し適正な飼育状態が保たれるよう基準として追加すべきと思います。

**p11 移動販売のあり方**

衛生面、ケージのサイズ、個体の健康状態、集団輸送のストレス、販売行為そのもの（いのちのたき売り、押し売り）など多くの問題があり禁止すべきであり、淘汰されるよう規制を強化すべきです。営業の自由を制限する事を考慮する以前の問題と思われま

**p45 学校での動物飼育、動物ふれあい授業について**

IV.社会規範としての動物愛護及び管理の考え方 3.動物展示（ふれあいを含む）に利用する事についての考え方の整理（2）動物の「ふれあい」利用についての考え方で飼育状態、活用の仕方について問題があるとの意見がありました。確かに学校での動物飼育の状態、活用の仕方は代表管理者である校長先生や担当教諭の考え方が大きく影響し、望まれる良好な飼育・活用が行われている学校でも校長や担当教員の移動で簡単に不適切な飼育状態に変わってしまう事もあります。適切な飼育、動物活用が行われていれば教育の場として望まれる姿であり問題は少ないと思いますが、不適切な飼育、動物虐待を容認するような飼育では逆効果となることは言うまでもありません。

現在の日本社会、子育て世代の家庭動物飼育はかなり難しいこと、子供たちが適切に動物と触れあう機会が少ないこと、動物の「いのち」の存在を低学年の時までに適正に指導、認識させなければならないこと。以上の事を考えると学校での適切な動物飼育は価値あるものであり、子供たちに与える効果も大きいと思います。「いのち」、「動物愛護福祉」の教育はすべての子供たち、出来るだけ多くの子供たちに学習、実体験の機会を与えるべきであります。道徳、人福祉を理解する上でも必要な事と思われま

適切な管理・指導には多くの労力が必要ですが適切な管理指導を行い子供たちにより良い実体験を提供するために私たち獣医師が次の世代につなぐ1つのテーマとして獣医師会で取り組んでいるところです。教育指導要領にも獣医師との連携が記載されました。前回の指針では学校管理者である校長の責任を取り入れて頂きました。

学校と獣医師会との連携が良好で適切な飼育、活用が学校に於いて行われるよう学校飼育動物の監督指導については教育委員会ではなく環境・衛生部（獣医師がいる）の部署が当ることを強く要望します。

## 追加意見（藤井）

### 法律改正に向けたプロセスについて

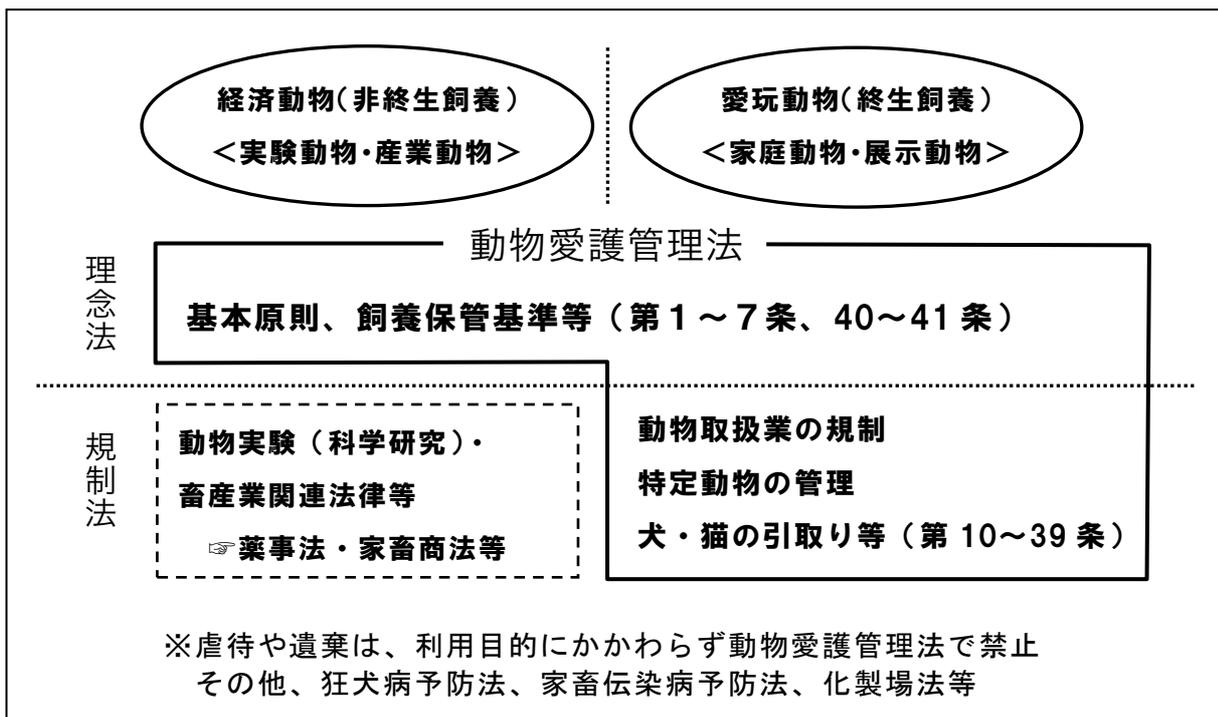
議員立法の動愛法は、議員発議による改正が見込まれる状況において、現状の課題等に対し、各委員が専門的な立場から、意見を発する機会が設けられたことは有意義と考えます。一方、組織運営では、限られた条件（時間やコストなど）のもとで、最も有効で、しかも実行可能なプランをまとめあげることが求められます。多様な価値観が並び立つ状況ともなれば、異なる意見を調整・すり合わせ・進化させるために議論を重ねることも必要となります。当部会で出された意見を含め、法改正にかかわる多様な意見を議論する場合は、今後のプロセスの中で持たれることになると思料いたしますが、方針決定のプロセスは、透明性が確保され、また後日、検証可能なものとなることを期待いたします。

### 法律の体系について

現在の動愛法は、全体像が非常にわかりにくくなっていると感じます。その理由として、①理念法と規制法が混在していること、②事業者（特に犬猫）に対する規制が法改正のたびに上書き（上積み）されたことで、一つの法律で整合性をとることが難しくなっているとの指摘もあります（【下図参照】衆議院調査局環境調査室：動物の愛護及び管理をめぐる現状と課題、平成24年8月より）。

英国のように、動物の適正飼養について、動物福祉を基軸にした別法（2006年制定の動物福祉法）にする動きもあります。動愛法についても「動物の管理」に関わる部分を分離することを検討する時期にきているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

図 I-2-2：動物愛護管理法の位置付け



## 事業者の範囲

Q&A の 2 頭・2 回の線引きについては、犬猫においては事業者登録をしなければ一般家庭での繁殖は事実上できない状況に至っていること（前回の部会にて発言済み）に加え、この線引きが犬猫に限定されず、全ての動物種に適用されていることが問題と考えます。繁殖の様態は動物種ごとに多種多様であり、犬猫を想定した線引きが、全ての動物種に適用される現状について、速やかな見直しが必要ではないでしょうか。

本指導は Q&A の記載内容に基づくものであり、法律及び関連文書（規則、細目、基準）の改定を伴うことなく見直しが可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

なお、犬猫を想定した線引きのレベルについては、以前の部会において、以下のとおり意見を提出させていただいておりますので、ここでは重複は避けたいと存じます。

諸外国の法規制を参考に、「犬又は猫の繁殖を行なう者で、年間〇胎まで（又は繁殖用メス〇頭までの保有）は、第一種動物取扱業者から除外する。」のような基準を細目等に追加することが望ましいのではないかと考えます。これは、まったくの私案ですが、「〇＝3」ぐらいが、妥当なのではないかと考えます。
--

2017 年 8 月に提出した追加意見より

## インターネット販売

インターネット販売（紹介）サイトでの取引において、遠隔地での引き渡し時に説明を代行する者が存在すると言われており、一方、施行規則第 2 条 4 項四に「第一種動物取扱業の登録申請において、事業所以外で重要事項を説明等する職員の氏名を提出」が定められていることについては、以前の部会で申し上げたとおりです。

今後のスケジュールの中で自治体でのヒアリングが予定されています。このような代行者が、施行規則に定められた“職員”として、その氏名が提出されているか、該当する事業者を所管する自治体が調査し、その結果を、当部会にて報告いただくことは可能でしょうか。